

経済産業省 次期航空機開発等支援事業
サプライチェーン現代化投資支援

Q&A集

2025/10/15 第3版

No.	公募要領 Chapter	質問	回答
1	1.事業の目的・補助対象事業者について	「事業終了後の機械装置等の管理等に責任を持って」とは具体的にどのようなことですか。	間接補助事業を通じて取得した財産等について、「取得財産等管理台帳」を備えて、財産処分制限の期間中は当該財産等を適切に管理することが求められます。
2	1.事業の目的・補助対象事業者について	「投資の計画を対外発表した事業ではないこと」とは、具体的にどのように判断されるのでしょうか。	プレスリリース等において投資の決定を対外発表している場合のほか、決算発表等の自社の方針を対外的に発表する場において、表明された事業ではないことを想定しております。
3	1.事業の目的・補助対象事業者について	投資計画の公表について、補助対象要件に当てはまる設備投資を行う事業であり、中長期経営計画で「GXに向けた投資を行う」といった文言で対外発表をしたが、仔細については記載していない。こちらは、「交付決定日より前に対外発表をした」ことになるのでしょうか。	個別具体の投資計画を決定したとして発表されたものでなければ、対外発表されたものにはあたりません。
4	1.事業の目的・補助対象事業者について	補助事業終了後5年間に生産や整備、取得した認定の維持を継続できなかったときはどのような取り扱いになるのですか。	事業終了後計画通り事業が履行されない場合には、経済産業省と協議の上、必要と認める場合は補助金の返還を求められます。
5	1.事業の目的・補助対象事業者について	「事業終了後」とはどのような場合ですか。	建物・設備の取得、設置が完了し、経費が全て支払われることを言います。
6	1.事業の目的・補助対象事業者について	補助対象事業の要件に記載の目標（製造能力の最低水準目標やコスト目標等）は必ず達成する必要がありますか。達成できない場合どうなりますか。	補助対象事業の要件に記載の目標を達成されない場合には、事務局等と協議の上、必要と認める場合は補助金の返還を求められます。
7	1.事業の目的・補助対象事業者について	投資計画の公表について、公募要領「1.事業の目的・補助対象事業者について I 補助要件 ③投資計画の公表」には、「原則として、交付決定日より前に投資の決定を対外発表した事業ではないこと」と記載があるが、採択公表が交付決定日よりも早かった場合、その時点でプレスリリースを行うことは可能か。	投資計画の公表は原則として、交付決定日より前に対外発表した事業ではないこととしていますが、交付決定より前に、採択先として採択内容が公表された場合は、採択先公表日以降であれば投資計画の公表を実施いただいて構いません。
8	1.事業の目的・補助対象事業者について	「5.間接補助事業者の義務等」のうち、⑤について、「やむを得ない不測の事態の発生等」とは具体的にどのような事態を指すのでしょうか。	ご質問の件については、個別具体の事例について、様々な事情を勘案しつつ判断することになると考えておりますが、一般論として、社会機能が停止するような大規模災害や感染症の発生等を想定しております。
9	1.事業の目的・補助対象事業者について	「1. II 事業者の範囲」について、GXリーグとは何ですか。	2050年カーボンニュートラル達成に向けて社会変革を目指す企業が、官公庁や学術機関とともに協力して持続的な成長を実現するために、社会的な課題に取り組むプラットフォームです。詳細はGXリーグのHPを確認ください。 https://gx-league.go.jp/
10	1.事業の目的・補助対象事業者について	「1. II 事業者の範囲」について、温暖化対策法における算定報告制度とは何ですか。	平成18年4月1日から、温室効果ガスを相当程度多く排出する者（特定排出者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられています。詳細は環境省のHPを確認ください。 https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/
11	1.事業の目的・補助対象事業者について	「1. II 事業者の範囲」について、「その他の温室効果ガスの排出削減のための取組」とはどのようなものなのでしょうか。	2025年度以前分の排出実績に関する実施内容及び2026年度以降分の排出実績に関する実施内容以外の温室効果ガスの排出削減のための取組状況及び計画を指します。
12	1.事業の目的・補助対象事業者について	「2022年度CO2排出量が20万t未満」という値は海外の事業所も含まれますか。	海外の事業所は含みません。
13	1.事業の目的・補助対象事業者について	日本国内にて登記された法人だが、国内の事業実施場所より国外の事業実施場所の方が多く、補助を受けた設備の殆どが国外で使用される予定である場合、対象の事業者となることができそうですでしょうか。	日本国内で実施される事業を対象しており、国外で実施される事業を対象とはしておりません。
14	1.事業の目的・補助対象事業者について	海外で運営している事業所も対象になりますでしょうか。	日本国内で実施される事業を対象しており、国外で実施される事業を対象とはしておりません。
15	1.事業の目的・補助対象事業者について	日本にて登記されており、事業実施場所を有していれば、外資系の企業であっても本補助金を受け取ることができるのか。	対象になります。
16	1.事業の目的・補助対象事業者について	社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人(NPO法人)や中小企業団体等以外の協同組合は申請できますでしょうか。	会社のほか、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、農業法人及び大学法人など、法人格を有していれば申請は可能です。
17	1.事業の目的・補助対象事業者について	直近の決算において、債務超過となった場合でも申請できますでしょうか。	本事業における事業者の範囲として、公募要領「1. II 事業者の範囲」に示す「本事業の円滑な遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。」に該当することを示していただく必要があります。
18	1.事業の目的・補助対象事業者について	共同申請者数に上限はありますでしょうか。	特段の上限はありません。また、リース会社と共同申請を行う場合については1企業につきリース会社1社との共同申請を認めます。
19	1.事業の目的・補助対象事業者について	サプライヤー（仕入先）の中には、補助金申請が不得意な企業がある。そのため、自社が幹事社となり共同申請することを検討しているが、そのような目的で共同申請することは可能か。	共同申請の理由に関しては、共同申請者に申請書作成能力があるか否かではなく、申請事業者単独での事業成立可否で判断してください。（単独での事業が成立する場合は共同申請を認めません。） 申請事業者単独で事業が成立しない場合の例を以下に記載しています。 ● 設備投資機能、生産企画機能、生産機能がそれぞれ別会社に分散している場合（製造機能を子会社に委譲している場合等） ● 補助事業に含まれる機械装置等の所有者及び設備使用者（設備を使用して生産を行うもの）が異なる場合 ● リース会社を利用する場合 留意いただく点として、大企業・中小企業等による共同申請の場合、中小企業に対して適用される補助率も大企業と同様の1/3となります。
20	1.事業の目的・補助対象事業者について	リース会社からの割賦契約も補助対象となるのでしょうか。	割賦契約は補助対象とはなりません。
21	1.事業の目的・補助対象事業者について	リース契約期間の制約はありますか。	リース契約期間は、導入設備の減価償却期間（複数の場合は最長のもの）以上としてください。
22	1.事業の目的・補助対象事業者について	リース契約終了後に無償譲渡する内容を含んだ、所有権移転付リースの場合、補助対象となるのでしょうか。	処分制限期間内に譲渡する前提のリース契約の場合は申請できません。処分制限期間後に所有権が移転される契約であれば申請可能です。
23	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	附帯設備とは何ですか。	建物と切り離すことのできない設備を言います。
24	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	補助率が「以内」となっているのはどういことでしょうか。	補助率については、審査の結果、希望する補助率を下回る可能性があるということです。
25	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	設備を設置するために、建物の基礎工事が必要となるが、補助対象となりますでしょうか。	設備機械装置、建物等の取得に必要な不可欠なものは対象となります。
26	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	補助対象経費が「真に必要かつ適切」とは、具体的にどのように判断するのでしょうか。	当該補助対象経費が、当該事業の実施にあたって必要不可欠であること、また、合理的に見て適切であることをもって判断いたします。
27	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	1企業あたりの補助金の上限額はありますか。	特段の上限額は設定しておりませんが、全体の予算額、採択件数等を総合的に勘案して決定いたします。
28	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	1企業あたりの補助金の下限額はありますか。	下限額を2,500万円に設定しております。
29	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	機械装置等費、消耗品費、諸経費のうち会議借料・機材借料、委託・外注費については相見積が必要か。相見積を取らない場合の選定理由書はどのような内容が必要か。	経済性の観点から、原則可能な範囲において同一仕様の相見積を取り、相見積の中で最低価格を提示した者を選定してください。 相見積を取っていない場合または最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を作成・提出してください。
30	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	補助対象経費として「一般管理費・間接経費」の計上は可能か。	公募要領「2.対象経費の区分及び補助率について」に記載されている費目のみが対象です。一般管理費・間接経費は対象外となります。
31	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	補助金の会計業務に係る人件費は補助対象になるか。	会計業務自体は補助金の対象業務とはなりません。仕様書・見積書作成→見積受領→発注→受領・検収→支払といった事業に直接関わる業務の人件費は対象となりますが、そのための会計処理業務は直接事業に関わる業務ではないため補助対象とはなりません。 公募要領「2.対象経費の区分及び補助率について」表2の下に「補助対象外」として例示したとおり、補助金の検査受検時の経費、実績報告書の作成、従事日誌の作成等の間接業務に係る経費も対象外となります。
32	4.事業実施期間について	令和11年度末までに事業完了できなかった場合、どのような対応になるのでしょうか。	補助事業期間内に事業が完了せず、目標を達成されない場合には、事務局等と協議の上、必要と認める場合は補助金の返還を求められます。
33	4.事業実施期間について	事業に変更があった場合の「具体的」な申請方法を教えてください。	採択後に具体的にご案内します。
34	5.間接補助事業者の義務等	補助金受給後に会社が廃業(または解散)する場合、補助金は返還しなければならないのですか。	会社を廃業(または解散)する場合、補助金の返還が発生する場合があります。

No.	公募要領 Chapter	質問	回答
35	5.間接補助事業者の義務等	交付年度中の進捗報告とはどのようなものですか。	詳細決定後に改めて告知させていただきます。
36	5.間接補助事業者の義務等	本事業で取得した設備等について、譲渡等を行う場合どのような手続きが必要でしょうか。	本事業で取得した設備等の譲渡等については基本的に認められませんが、やむを得ない事情により当該取得財産等を処分する必要があるときは、補助事業期間中は事務局、補助事業期間終了後は経済産業省に事前の承認を得る必要があります。
37	5.間接補助事業者の義務等	ある経費について同年2月に発注、6月に請求・支払いを行う場合、当該費用は補助金の対象として申請可能か。事業期間は交付決定日から令和10年2月29日までであるため2月末までに発注が完了していればよいか、支払いまで完了しなければならぬか確認したい。	補助対象経費として認められるのは、原則として交付決定後に発注され事業完了までに支払が完了している費用です。従って、6月に支払いが行われた部分については補助対象経費とはなりません。
38	5.間接補助事業者の義務等	補助事業が収益を生んだ場合の取り扱いについて教えてください。	本補助事業では、間接補助事業の事業化により収益を得られたと認められる場合であっても収益納付は求めません。
39	6.その他	補助金の支払いはいつになるのでしょうか。	原則、間接補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。確定額（精算額）は、交付決定額に至らない場合もございます。
40	6.その他	交付決定前に発注してしまいましたが補助対象になりますでしょうか。	事前着手の承認を得た場合を除き、交付決定前に既に契約・発注等を行った場合は補助対象となりません。
41	6.その他	契約、発注等はいつから可能でしょうか。	間接補助事業に要する経費に係る契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助金の交付の対象となりません。ただし、本補助事業の必要性・緊急性に鑑み、公募要領に基づき事前着手届出を行い、事前着手受理通知を受けた場合、通知に記載の「事前着手開始日として認める日」以降に発生した経費等についても補助対象経費として認める場合があります。なお、この場合でも補助金のルールに従った発注等の手続き（入札・相見積など）が行われていないと補助対象経費となりません。なお、事前着手届出の受理は、補助金の採択や交付決定を約束するものではありません。
42	6.その他	見積書を作成する際、値引きはどのように記載したらよいでしょうか。	当該値引きについて、補助対象経費と補助対象外経費のどちらを対象したものかを区別して明示してください。
43	6.その他	抵当権の設定された建物で事業実施する場合でも、補助対象になりますでしょうか。	抵当権の設定された建物は、事業の実施に不可欠な場合は補助対象になりますが、交付申請若しくは計画変更時に抵当権設定することを記載し、金融機関の意見書等の添付資料を付けた上で、事前に事務局の承認を受ける必要があります。
44	6.その他	金融機関の意見書とは何ですか。	申請者が補助金を利用して実施しようとするプロジェクトや事業の財務的な健全性や信頼性を評価するために、金融機関が作成する文書です。具体的な内容については、金融機関にご相談ください。
45	6.その他	間接補助事業で取得した土地・建物に抵当権を設定する場合でも、補助対象になりますでしょうか。	土地については、補助対象外となります。間接補助事業で取得する建物・設備に抵当権を設定するには、交付申請若しくは計画変更時に抵当権設定することを記載し、金融機関の意見書等の添付資料を付けた上で、事前に事務局の承認を受ける必要があります。 抵当権を設定できるのは、今回の間接補助事業を実施するために必要な融資のための抵当権に限定され、普通抵当権のみに限ります（根抵当権は不可）。間接補助事業で取得する建物・設備に、既存の抵当権を波及させることはできません。
46	6.その他	他の補助金との併用は可能でしょうか。	原則、本事業と補助対象が重複する国の他の補助事業との併用はできません。ただし、防衛生産基盤強化法に基づく特定取組契約等との併用は可能です。併用を検討している場合は、申請書様式第3 P10 にその旨の記載が必要です。
47	6.その他	費目単位で計画時の予算から上下変動があった場合、総額において予算を超過していなければ問題はないか。	総額が変わらない場合においても、対象経費の区分で示される各費目間での流用については計画変更が必要な場合があります（交付規程第10条参照） 同条1項記載のとおり各費目(機械装置等費、労務費、その他経費、委託・外注費)の流元、流用先のいずれにおいても配分額の10％以内の流用増減である場合には計画変更の申請は必要ありません。
48	7.応募申請書類の提出について	締切後の内容の変更は受付可能でしょうか。	事務局からの指示を除き、申請後の変更はできません。
49	7.応募申請書類の提出について	交付申請から交付決定まで、凡そどれくらいの時間がかかりますか。	各企業個別事情によって変動するので回答出来ません
50	7.応募申請書類の提出について	申請書類のアップロードに容量制限はありますでしょうか。	1ファイル当たり30MBまでとなっております。
51	7.応募申請書類の提出について	申請の取り下げを行いたいが、どのような手続きをすればよいでしょうか。	申請の取り下げをご希望される場合、事務局ウェブサイト「お問い合わせフォーム」までお問合せください。
52	7.応募申請書類の提出について	申請書類提出後～交付決定前に代表者、事業者名、または住所が変更となる場合に手続きが必要でしょうか。	変更時に事務局ウェブサイト「お問い合わせフォーム」までお問合せください。
53	7.応募申請書類の提出について	添付書類の法人税務申告書別表1「申告書」（事業者印、税務署受領印、税理士印付き）、定款、履歴事項全部証明書等は原本の送付が必要でしょうか。	原本の提出は不要です。公募要領に記載の＜提出書類のとりまとめ方法＞に沿って各書類をご提出ください。
54	7.応募申請書類の提出について	会社のパンフレット等が無い場合はどうすればよいですか。	会社情報を提出できない法人については、一般的な会社概要が分かる情報を整理し、独自フォーマットで作成ください。
55	7.応募申請書類の提出について jGrants	申請書類の提出は、jGrantsに限りますでしょうか。	原則jGrantsでの申請のみを受け付けます。FAX及び電子メール、持込、郵送による提出は受け付けません。ただし、共同申請に際し機微情報の提出を含む場合は、次期航空機開発等支援事務局に相談してください。
56	7.応募申請書類の提出について jGrants	jGrantsの操作方法について教えてください。	jGrantsのURLを参照ください https://www.jgrants-portal.go.jp/
57	7.応募申請書類の提出について jGrants	jGrantsのアカウント作成が間に合わなかった場合はどうすればよいでしょうか。	理由の如何を問わず、締切後の申請はできません。特にgBizIDは取得に2-3週間を要する場合もありますので、余裕をもって申請ください。
58	7.応募申請書類の提出について jGrants	申請に必要なgBizIDはどのように取得すればよいでしょうか。	以下のURLから、アカウントを申請ください。登録まで2-3週間程度を要する場合があるので、ご注意ください。 https://gbiz-id.go.jp/top/
59	7.応募申請書類の提出について jGrants	gBizIDはどのアカウント（エントリー/プライム/メンバー等）を取得すればよいでしょうか。	jGrantsをご利用いただくにはgBizIDの「gBizIDプライムアカウント」が必要です。
60	7.応募申請書類の提出について jGrants	gBizIDは取得にどの位の期間がかかるのでしょうか。	2-3週間程かかる場合もございますので、余裕をもってご準備下さい
61	7.応募申請書類の提出について jGrants	jGrantsで申請の提出が完了できているのかどうか、確認する方法を知りたい。	マイページの「申請履歴」の一覧で、該当の申請の「申請状況」および「申請完了日時」をご確認いただけます。ステータスが「申請済み」かつ申請完了日時に日付と時間が入っていれば、申請の提出が完了、ステータスが「下書き中」かつ申請完了日時が空欄の場合は、事務局への提出は完了しておりませんのでご注意ください。
62	8.採択の審査及び結果通知について	面接審査時に「代表権を有する者」の参加を求めます、とあるが代表権を有する者の参加は必須ですか。	本補助要件に「経営層のコミット」を明確に規定していることから、面接審査時は「代表権を有する者」、または「それに準ずる者」のご参加が必須となります。
63	8.採択の審査及び結果通知について	審査は何点満点での評価でしょうか。また、各項目何点でしょうか。	審査基準については、公募要領「8. 採択の審査及び結果通知について（1）採択時の主な審査内容」にお示しさせていただいているほか、お答えできません。
64	8.採択の審査及び結果通知について	加点要素について、加点は満点を超過して加点されますか。 (100点満点で、通常審査のみで90点を取得している状況、加点20点の場合、110点になるか、100点となるか)	配点を含む審査基準については、お答えできません。
65	8.採択の審査及び結果通知について	申請書類に何らかの不備があった場合、どのような方法で連絡をいただけるのでしょうか。（メール、電話等）	事務局からは、jGrantsへの申請時にいただいたご担当者とのメールでご連絡させていただきます。申請書類に不備がある場合、審査対象とならないことがありますのでご注意ください。なお、審査期間中、必要に応じ事務局からご連絡させていただき、追加説明資料を提出していただくことがあります。
66	8.採択の審査及び結果通知について	賃上げ計画の表明はいつまでにどのような形で実施すればよいのでしょうか。	⑤人材確保に向けた取組に関する審査項目のイ（加点項目）を記載した場合、交付決定までに従業員に対する賃上げ表明の実施を行うことが必要です。賃上げ表明を計画しているにもかかわらず、されなかった場合には、原則として交付決定を行いません。
67	8.採択の審査及び結果通知について	賃上げ計画の表明をした場合、賃上げ計画はいつまでにどのような形で実施すればよいのでしょうか。	「従業員の賃金引上げ計画の表明」の申請において、賃上げの表明を行う予定があると選択した場合、交付決定までに従業員に対する賃上げ表明を実施することが必要です。申請書類において⑤人材確保に向けた取組に関する審査項目のイを記載したうえで、賃上げ表明がなされなかった場合には、原則として交付決定を行いません。また、表明した賃上げ計画の実施状況については、報告を求めます。
68	8.採択の審査及び結果通知について	従業員または従業員代表者に対して賃上げ計画の表明を行う際、将来の賃上げの実施に際して経営指標等の条件を付すことは可能でしょうか。	今回申請いただく従業員の賃金引上げ計画の表明については、本暦年/本事業年度を対象としており、将来の賃上げの実施については対象外です。
69	8.採択の審査及び結果通知について	賃上げ計画の表明とは、HP掲載等により社外にも公表する必要があるのでしょうか。	社外への公表は不要ですが、従業員に対する賃上げ表明の実施が必要です。
70	8.採択の審査及び結果通知について	既に賃上げを実施している場合はどのように取り扱われるのでしょうか。	本暦年/本事業年度を対象とした賃上げを実施の場合は従業員の賃上げ引上げ計画の表明があったものとして取り扱いいたします。

No.	公募要領 Chapter	質問	回答
71	9.事業期間中の進捗確認等について	事業内容に変更等が生じた場合はどのような手続きが必要でしょうか。	事業の実施中に事業内容の変更の可能性が生じた場合は、事務局に連絡の上、その指示に従ってください。
72	9.事業期間中の進捗確認等について	事業に遅れが生じた場合、どのようにすればよいでしょうか。	事業計画に遅延等が見込まれた場合は、速やかに事務局にご連絡ください。
73	9.事業期間中の進捗確認等について	補助事業終了後の事業計画期間内に事業を継続できなくなった場合、補助金の返還を求められるのでしょうか。	事業終了後計画通り事業が履行されない場合には、経済産業省と協議の上、必要と認める場合は補助金の返還を求められます。
74	10.事前着手のための届出・承認の結果通知について	採択された場合、すぐに補助事業を開始して良いのでしょうか。	補助事業に係る建物・設備の取得に係る発注等については、採択後に本補助金の交付申請を行っていただき、当該交付決定後に実施していただく必要があります。これに先だつての補助対象となる経費の発注（発注先への内示も発注行為とみなします）、支出等はできません。
75	10.事前着手のための届出・承認の結果通知について	事前着手の届出を行った際、承認が下りる（受理通知）までに何日程度かかりますでしょうか。	事前着手届出に必要事項が記載されているか確認した後、受理いたします。受理通知は1～2営業日後を目途にお送りいたします。
76	10.事前着手のための届出・承認の結果通知について	通常の条件で応募した後で、事前着手申請に変更できますでしょうか。	事前着手届出の受付期間内であれば、事前着手届出を受け付けます。
77	提出書類等チェックリスト	【様式第2 1（3）（イ）添付書類】（配置図・設計図）の「工場等の配置図」は、工場用地を含めた平面図で良いですか。	指定はありませんが、必要に応じて追加資料を提出していただく場合があります。
78	提出書類等チェックリスト	【様式第2 1（3）（イ）添付書類】（配置図・設計図）の「工場等の設計図」は、平面図、側面図で問題ないか。	指定はありませんが、必要に応じて追加資料を提出していただく場合があります。
79	提出書類等チェックリスト	【様式第2 1（3）（イ）添付書類】（その他）に「別添に記載した金額の算出根拠資料（見積等）」と記載があるが、見積書が必要ですか。	算出根拠資料であれば、必ずしも見積書である必要はありません。見積書はその一例として記載しております。
80	提出書類等チェックリスト	別添1の算出根拠資料は見積書で問題ないでしょうか。また、見積書の単位に決まりはありますか。	見積書で問題ありません。必要に応じて追加資料を提出していただく場合があります。また、見積書の単位につきましては、公募申請時点では決まりはありません。
81	提出書類等チェックリスト	【様式第2 1（3）（イ）添付書類】（その他）で、「上記を補足説明できる資料」とあるが、どのようなものか具体的に知ることはできますか。見積書の詳細となると積算資料を提出する形になるがどこまでの詳細が必要でしょうか。何か例はありますか。	算出根拠資料の例として、実際にその設備等を納入した際の見積書等をご提出いただくのが望ましいと考えています。また、据え付け等の費用が含まれる場合、現在の労務費に即した調整を行っているか等もあると望ましいと考えています。
82	提出書類等チェックリスト	様式第2の補足資料「決算報告書」は、有価証券報告書の決算にあたる部分の提出で問題ないですか。	製造原価報告書が有価証券報告書に含まれていれば決算報告書の代わりに提出していただく問題ありません。含まれていなければ、別途製造原価報告書が必要となります。
83	提出書類等チェックリスト	様式第2の補足資料「決算報告書」は決算短信（IFRS）でも良いですか。	決算短信でご提出いただいても問題ありません。
84	提出書類等チェックリスト	様式第2の補足資料「出資者及び役員の一覧が記載されている書類」について、「出資者」は株主のことを言っているのか。例えば、株主上位何位までなどあれば知りたい。また、役員とは出資者の役員となのか。	出資者は株主を指しております。出資比率上位10社（名）の提出が必要となっております。その際、あわせて各株主の出資割合を併記してください。当資料の役員の一覧には御社の役員が記載されている資料をご用意ください。
85	提出書類等チェックリスト	様式第3の補足資料「A：公認会計士の監査報告書」は、有価証券報告書の該当部分の提出で問題ないですか。	有価証券報告書の該当箇所の提出で問題ありません。
86	提出書類等チェックリスト	様式第4の別添「役員等一覧」の住所を記入する項目は、役員の自宅の住所と会社の住所どちらを記入するのですか。	原則として「自宅の住所」をご記入いただきたいですが難しい場合は「会社（勤務先）の住所」でも構いません。
87	提出書類等チェックリスト	様式第4（暴力団排除に関する誓約事項）の別添「役員等一覧」に記載する役員は本事業に関係する役員という理解でよいか。	役員の対象範囲は本補助事業への関与の有無に関わらず全役員の記載をお願いします。
88	提出書類等チェックリスト	様式第4（暴力団排除に関する誓約事項）の別添「役員等一覧」について、役員の生年月日を個人情報として非公開としている場合未記入としてよいか。	役員の生年月日等を非公開としている場合は記載しなくても構いません。
89	提出書類等チェックリスト	様式第4（暴力団排除に関する誓約事項）の別添「役員等一覧」について、役員数が多く、人数分入りきらない。この場合、こちらでシートを増やしてもよいか。	追加していただいて構いません。ご提出いただいたものを事務局で確認させていただきます。
90	採択決定後について(公募要領外)	採択決定してから、補助金の支払まではどの位の期間がかかるのでしょうか。	補助金の支払いは、原則、補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。なお、確定額（精算額）は、交付決定額に至らない場合もございます。
91	採択決定後について(公募要領外)	採択決定後に辞退をすることは可能でしょうか。	採択決定後に辞退される場合は、速やかに事務局までご連絡ください。
92	採択決定後について(公募要領外)	特に共同申請での申請の場合、補助金の支払先はどこになるのでしょうか。	補助対象経費を負担した事業者に対して補助金を支払います。
93	採択決定後について(公募要領外)	補助金の給付がなされた際、その補助金に対して課税されるのでしょうか。課税されるのであればどのような名目でしょうか。	補助金の会計上の処理については、税理士、公認会計士、もしくは税務署にご確認ください。
94	その他(公募要領外)	事前着手の承認届け出についても、共同申請の場合は、申請者欄に共同申請する事業者すべての名称等を記載してください。	事前着手の承認届け出についても、共同申請の場合は、申請者欄に共同申請する事業者すべての名称等を記載してください。
95	その他(公募要領外)	決算報告書がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類とありますが、具体的にはどのような書類ですか。	財務三表をご提出ください。
96	その他(公募要領外)	(財務状況を説明する書類がない)事業開始1年以内の企業は応募することはできますか。	応募することは可能です。
97	その他(公募要領外)	「応募者の概要が分かるもの（パンフレット等）」とは具体的に何を用意すればよいでしょうか。	応募者の事業概要、出資者、役員の一覧が記載されている書類などをご提出ください。
98	その他(公募要領外)	メールの相談窓口はないのでしょうか。	事務局お問い合わせフォームでの対応とさせていただきます。
99	その他(公募要領外)	毎年の発注と検収状況についての報告が必要ですか。	毎年度3月31日までに提出していただく遂行状況報告書によって、発注と検収状況に関する報告をしていただきます。
100	1.事業の目的・補助対象事業者について	機械の導入に合わせて工場の新築をした場合は対象になりますか。	補助対象経費の対象となるか否かは、申請内容を確認の上の判断となります。工場新築が本件間接補助事業に係る機械の導入に必要不可欠であり、自社事業を含む他事業に使用されない場合は、補助対象経費となります。
101	1.事業の目的・補助対象事業者について	「公募要領」2ページに記載のある表1「補助対象事業の要件」の「実施内容」について4つの中のいずれかに当てはまっていれば申請はできますか。	申請可能です。
102	1.事業の目的・補助対象事業者について	「公募要領」2ページの1（3）Ⅱ「事業者の範囲」に関して、2022年度のCO2排出量が20万トン未満の事業者の場合、2022年度以降は温室効果ガス排出削減に取り組んでいるという実績を提出すれば対象事業者となりますか。	ご認識の通りです。
103	1.事業の目的・補助対象事業者について	「公募要領」3ページに記載のある表1「補助対象事業の要件」の「実現可能性」について、航空系の製品を製造するという認証をまだ得ていなくても、それに向けた動きが進められていて、具体的にいつ頃に認証を取得して、こういった計画を実行していく予定であるということが具体的に示されていれば、現時点で認証がなくても問題ないという理解でよいですか。	ご認識の通りです。
104	1.事業の目的・補助対象事業者について	現時点では次期半通路機開発プロジェクトには参画をしていないが、例えば当社の航空機事業の生産能力の今後の拡大というような視点では公募の要件になりますか。実際には航空機事業で素材は提供させていただいています。	「公募要領」1ページの表1「補助対象事業の要件」に記載されている通り、サプライチェーン現代化投資支援事業については、次期半通路機開発に関わるものについて補助要件になります。次期半通路機開発に関わる事業を予定されているかについては、申請資料を拝見して判断することになります。
105	4.事業実施期間について	申請が通った場合、着手が2～3年後になる計画を立てていますが問題はありますか。	「公募要領」に記載されている事業期間終了日までに事業が終了（建物・設備の取得等が完了し、それらの経費が全て支払われた時点）するのであれば問題ありません。
106	6.その他	「公募要領」11ページ②で概算払いが認められる時期はいつですか。	事業開始後に必要とされる場合に概算払いが認められますが、現時点では頻度・時期等について決まっておりません。交付決定通知後に開催予定の「事務通知説明会」でご説明する形になると考えております。
107	6.その他	「公募要領」11ページ6（3）「提出書類一覧表」に記載のある「金融機関の意見書等」について、抵当権の設定が必要な場合と事業全体に対する同意が必要な場合には全事業者が提出する必要がありますか。	自己資金で事業をする場合は金融機関の意見書は不要です。
108	6.その他	「金融機関の同意または内諾を示す資料」の有無で評価に影響はありますか。	金融機関からの借入れと資金が必要な場合その裏付けが取れているかどうかという点に関して、評価の対象になると考えています。フォーマットは特にないので金融機関からの提出書類を添付してください。
109	7.応募申請書類の提出について	「公募要領」13ページの「提出書類一覧表」に記載のある様式第2の補足資料「金融機関の同意または内諾を示す資料」「記債又は借入に関する資金計画」について、本事業に関するものを提出すればいいか、それとも会社全体に対するものを提出する必要がありますか。該当する場合とあるが、提出資料の具体例を教えてください。	本事業に関する資料のみご提出ください。具体例については、本事業に関して必要な情報を可能な範囲でご提出ください。

No.	公募要領 Chapter	質問	回答
110	7.応募申請書類の提出について	「公募要領」13ページの「提出書類一覧表」に記載のある様式第2の補足資料「金融機関同意または内諾を示す資料」は、公募要領11ページの6.⑥にある抵当権設定に対する同意または内諾に関する資料のことですか、それとも今回行う事業に対する同意を示す資料のことですか。	両方必要です。
111	7.応募申請書類の提出について	上記文書のひな型はありますか。	様式に関しては自由です。 同意を得た金融機関名の記載と金融機関としての支援内容や事業の考え方などを記載ください。
112	提出書類等チェックリスト	様式第3について、単独で申請する場合、幹事会社の提出分と、共同申請者の提出分とどちらを準備するのですか。	単独で申請する場合は、幹事会社として提出を求められている書類を提出してください。
113	提出書類等チェックリスト	様式第3のパワーポイント書式の20ページの2（1）本事業によるCO2排出削減効果の記載について、「公募要領」1（3）Ⅱでは、温室効果ガスの排出削減のための取り組みとして、2022年度でCO2排出量が20万t以下の事業者に関しては、その取り組みを書くということが記載されています。 一方、パワーポイントの書式では、SCOPE1、SCOPE2に関する記載しなければいけない離形になっています。 CO2排出量に関する効果の記載と比較すると、求められている要求度が違うという印象です。 中小企業の場合は、取り組み内容をこのスライドに記載すればよいですか。	「公募要領」の中小企業を対象とした記載内容は、現在の取り組みについて記載をいただくものです。パワーポイントの当該ページに関しては、事業を通じて何か設備を導入したりすることによってどれぐらいのCO2の削減を見込めるかといったこれからの取り組みについてご記載ください。
114	提出書類等チェックリスト	様式第3のパワーポイント書式の23ページの下に記載のある「商用目的での使用が限定的であることに対する追加説明」について、商用目的での使用が限定的というのはどのような意味ですか。	TRLで現状商用目的で使われていない技術に関して、今回の設備投資としてその技術を使って生産をされる場合、まだ一般的でない技術的にレベルの高い状況であるために生産が安定していない、現状、商用目的で使われていないが、今後この設備を用いて生産ができるようになる、といった点についてご説明をお願いします。 （補足） 基本的には技術レベルが高い（TRLが高い）ものや、国際水準に基づく設備等の先進性があるものが評価されるということになりますので、その前提でこちらに記載してください。
115	提出書類等チェックリスト	入札には相見積もり必要ですが公募申請の際にもすべての相見積もりは必要ですか。	見積書の取得は可能な範囲で構いません。 見積が取れない場合も合理的な算出根拠資料を提出いただければ可とします。
116	提出書類等チェックリスト	見積について、相見積もり等を取得する際、生産設備においては、完全に仕様や型式が一致しているものを取らないといけませんか。 あるいは機能が同じであれば類似しているものの見積もりでも認められますか。	相見積は、経済性の観点から複数の見積もりをとって原則として最低価額を提示したものを選定することになりますので、相見積を取得する場合は、同じ条件（仕様）をお願いします。 なお、公募申請のタイミングで、上を満たす相見積の取得が難しい場合は、金額の算出根拠資料を提出いただければ構いません。
117	その他(公募要領外)	相談窓口は事務局のみですか。	本補助事業は「次期航空機開発等支援事業事務局」が担当しております。ご質問等がある場合は「公募要領」最終ページに記載されている「お問い合わせフォーム」からお問い合わせください。ご質問の内容にもよりますが、2～3日程度で回答します。
118	1.事業の目的・補助対象事業者について	温室効果ガス排出削減の取組みが現在、当社として形になったものがございません。応募時におけるその場合の対応はかにはすべきでしょうか。教示下さい。	公募要領並びに様式3別添3の記載内容をご確認の上、自社の該当するカテゴリ・GXリーグへの加入状況を選択の上、温室効果ガス排出削減のための具体的な取組の状況、及び計画を記載ください。応募時において具体的な取組を行っていない場合はその旨を記載の上、今後の具体的な取組の計画を記載ください。
119	1.事業の目的・補助対象事業者について	今回公募申請の対象となる設備が多岐にわたりますが、公募申請は、 ① 一社で一事業として複数の設備をまとめて申請する、 ② 申請対象となる設備ごとに個別に申請する、 ③ 対象となる製品群で設備をまとめ、対象製品群毎に申請する、 上記のいずれになるのか、ご教示いただきたくよろしくお願いたします。	補助要件として「「航空機産業戦略（令和6年4月）」に基づくサプライチェーンの現代化投資（サプライチェーン全体の生産能力拡大に向けた、部品加工や特殊工程等を担うサプライヤーによる高レート生産を見据えた設備投資・生産実証、新工程の認定取得）を行う事業を対象とする」としていることから、①（一社で一事業として複数の設備をまとめて申請する）に該当します。
120	1.事業の目的・補助対象事業者について	現在、弊社（X社）及び製造子会社Y社別々で応募しようと考えています。そこで質問ですが、X社が加工機を購入し、Y社（製造子会社）で使用する場合、本補助金事業の対象になるのでしょうか。（弊社では子会社への投資がある一定金額を越えると本社負担で購入、賃借契約にて子会社へ貸し出す形を取っています）加工機を使用する会社が直接購入しないと対象にならないのでしょうか。	ご記載のケースは公募要領1.（4）「共同申請について」に記載のとおり、「設備投資機能と生産企画機能、生産機能それぞれ別会社に分散している場合」にあたりますので、幹事会社を決定の上、幹事会社以外の企業等を共同実施者として申請書を作成してください。
121	1.事業の目的・補助対象事業者について	ちなみに現在2種類の投資を考えているのですが、以下のような申請の仕方は可能でしょうか。 ・設備A：製造子会社Y社が購入及び使用→公募は製造子会社Y社から申請 ・設備B：親会社X社が購入、使用先は製造子会社Y社→親会社X社が幹事会社となり共同申請扱いとして申請 製造子会社Y社、親会社X社それぞれで申請を出すことは可能なのでしょうか。 各社申請は一つだと理解しているので問題ないかとは思いますが、共同申請時の扱いを良く理解できていないため確認させていただきたいをお願いします。	記載いただいた方法（設備Aは製造子会社Y社単独で申請／設備Bは親会社X社が幹事会社となり製造子会社Y社と共同申請）にて申請いただくことが可能です。
122	1.事業の目的・補助対象事業者について	公募要領(サプライチェーン現代化投資支援)の2ページ目、【③投資計画の公表】について、質問させていただきます。 ここには「当該間接補助事業に係る投資計画について、原則として、交付決定日より前に投資の決定を対外発表した事業ではないこと」と書かれています。 ここでの「当該間接補助事業に係る投資計画」の意味するところがよく分かりませんので、もう少し具体的にお教えください。	サプライチェーンの現代化投資（サプライチェーン全体の生産能力拡大に向けた、部品加工や特殊工程等を担うサプライヤーによる高レート生産を見据えた設備投資・生産実証、新工程の認定取得）に係る投資計画を示します。例として部品増産に向けた設備投資計画に係るプレスリリースの発出等が挙げられます。
123	1.事業の目的・補助対象事業者について	リース形態で取組む場合には協調（シンジケート）形態でも取組み可能でしょうか。 リース会社は共同実施者（共同申請者）として、各提出書類（GXリーグや人材確保に向けた取り組みなど）に対応する必要があるでしょうか。	協調形態でも取組みが可能です。その場合、幹事リース会社を共同実施者としてください。 リース会社が共同実施者（共同申請者）の場合は様式第3の別添3～別添5のご提出は不要です。 別添3：GXリーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組 別添4：人材確保に向けた取組 別添5：ワーク・ライフ・バランス等の推進に向けた取組状況
124	1.事業の目的・補助対象事業者について	①補助金の予算規模と採択率について、本補助金における予算総額や、過去実績ベースでの申請数に対する採択率の目安があればご教示いただけますでしょうか。 ②賃上げ要件について、大企業3%・中小企業1.5%以上（前年対比）の賃上げ表明に関連して、この「給与総額」には役員報酬も含まれるのか、もしくは従業員給与のみを対象とするのか、ご確認をお願いいたします。 ③併願・重複不可の補助金について、他の国の補助金制度との申請重複が不可とされていますが、具体的にどのような制度が該当するのか（例：事業再構築補助金、ものづくり補助金等）、明確な線引きがあればお伺いしたく存じます。 ④生産性向上要件について、要件に「生産時間15%以上の削減」とありますが、これはタクトタイム・サイクルタイム・リードタイムいずれかで15%以上削減できれば要件を満たすと理解してよろしいでしょうか。 ⑤公募要領上では「航空機部品製造の認証を取得している企業」が対象とされていますが、認証を取得している企業を幹事会社（親会社）とし、非認定企業を共同実施者として申請することは可能でしょうか。もし可能であれば、申請スキームの詳細についてご教示いただけますと幸いです。	①「次期航空機開発等支援事業（GX推進対策費）」の予算総額としては5年間で868億円（国庫債務負担行為）であり、本事業の予算はその内数となります。 ②事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を当該事業年度及びその前年度における同書を作成後、それぞれの「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を比較することになります。暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年及びその前年における同表を作成後、それぞれの「1給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「○A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄の金額を比較することになります。 ※上記いずれも公募の段階では書類の提出は不要ですが、当該事業年度終了後に賃上げの実績を確認する予定です。 ③原則、本事業と「補助対象が重複する」国の他の補助事業との併用は出来ません（ただし、例えば防衛生産基盤強化法に基づく特定取組契約等との併用は可能です）。 ④ご認識のとおりです。 ⑤可能です。共同申請に際しては、幹事会社（認証取得企業）、共同実施者（非認定企業）の本事業における役割分担を明確化し、その内容を申請書類へ記載ください。
125	1.事業の目的・補助対象事業者について	公募説明会の説明の中で、海外OEMとの連携などの国際協力などを通じて国産完成機事業への参画を目指すとの内容がございました。一方で、本件の公募要領には、以下のような記載があるところがございます。----- 下記いずれかに資する取組であること ●既存機の生産能力拡大に資する技術や工程の強化に向けた投資のうち、次期単通路機開発プロジェクトへの参画を見据えた投資であること ●次期単通路機開発に適用が期待される新技術や工程に向けた先行的な投資であること ----- ここで言及されている「次期単通路機」とは、最終的な目的である国産完成機のことではなく、Boeing社またはAirbus社等の既存OEMの次期単通路機（next-generation single-aisle aircraft）を指すものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
126	2.対象経費の区分・補助率及び限度額について	申請に当たって検討材料として質問が二つあります。 ①当該補助金については、経済産業省からのぐらいの予算がついているのでしょうか？ （採択数の見込みとして想定したい。また、申請企業数や内容を鑑みて、あとで予算を決めるなどあれば教えてほしい） ②補助金額の上限はないという認識で良いですか？	①「次期航空機開発等支援事業（GX推進対策費）」の予算総額としては5年間で868億円（国庫債務負担行為）です。 ②1申請あたりの補助上限額は定めていません。なお、申請の審査結果や申請企業数、各採択事業者の交付希望額によって、補助率が希望を下回る可能性がある点には留意ください。
127	2.対象経費の区分及び補助率について	①売上1億円未満の企業でも申請可能ですか。 ②中小企業の場合の最低投資額は5,000万円から合っていますか。 ③設備を設置するための工場改修、既存機械の工場内移動費用、2点の経費での申請は対象になりますか。（加工機などは導入しない前提）	①可能です。 ②ご認識のとおりです。 ③設備を設置するための工場改修は「機械設置等費（土木・建築工事費）」にあたるため対象です。既存機械の工場内移動費用は「既存設備機械装置の移設費」にあたるため対象外です。

No.	公募要領 Chapter	質問	回答
128	2.対象経費の区分及び補助率について	・対象経費と対象外経費について 設備導入工事に時に工場の内壁・および外壁が障害となるため、壁の撤去工事が必要であり、公募要領を確認した限りでは建築・土木工事の対象経費に入る認識であります。 ただ、対象外経費として既存建物の撤去費との記載が御座います。 こちらについては、建物自体の撤去が該当すると認識しておりますので、建物の改造工事は該当しないと考えております。 認識が合っているか、ご意見を頂けますでしょうか。 ・様式第 1 について 『次期航空機開発等支援事業の応募について』の部分ですが、日付の部分が空欄となっており、記入必須のハッチングがされておりませんが空欄のままでよろしかったでしょうか？ それとも、公募が開始された9月2日を記載した方がよろしいでしょうか。	・対象経費と対象外経費について 建物の壁の撤去工事は、公募要領P8下段記載の、補助対象外となる経費のうち、「既存建物、設備機械装置の撤去費」には該当しないとの前提で、お申し出いただいた経費については、機械装置等費として補助対象経費となると考えております。 詳しくは、申請書類で判断させていただきます。 ・様式第 1 について 空欄のままで提出をお願いいたします。
129	2.対象経費の区分及び補助率について	機械購入費でリースを利用する場合、3 台の機械の内、1 台だけをリース残りを現金購入といった申請方法はみとめられますか。	・認められます。なお、リースを利用する場合はリース会社との共同申請となります。
130	2.対象経費の区分及び補助率について	①金属切削加工を行う事業者ですが、今回の支援事業にて、設備導入（工作機械）を検討しています。 支援して頂く設備で、他の事業の業務は行っていくのでしょうか。 例えば、導入設備はマシニングセンタ、加工品目は、航空機以外に、防衛部品、自動車部品など、試作開発のため、日によって、加工する品目が変わる場合がありますが、よろしいでしょうか。 ②相見積もりの必要があると説明会でありましたが、見積有効期間はどのくらいでしょうか。 採択後、発注時期に合わせた見積有効期間ですと、相見積もりの場合、メーカ（商社）によっては、見積有効期間が発注時期までに合わない可能性があります。 （工作機械のみつり有効期間は、概ね、1か月～ 3 か月程度）	① 本事業にて導入した設備を自動車部品等の他事業に用いることはできません。 ② ご質問にご記載いただいたケースはありますので、見積書の取得が難しい場合は、合理的な算出根拠資料をご提出いただければ可といたします。
131	2.対象経費の区分及び補助率について	建屋を増築し、機械加工設備の導入を予定しておりますが、同時に三次元測定機の導入も検討しております。三次元測定機については、既存の建屋にある恒温室に設置したいと考えておりますが、設置場所が増築建屋でない場合は、助成対象から除外されるのでしょうか。	三次元測定器が本事業の実施に必要なものであれば、「（I）機械装置等費」の「機械装置等製作・購入費」として補助の対象となります。 なお、間接補助事業を通じて取得した財産等について、「取得財産等管理台帳」を備えて、財産処分制限の期間中は当該
132	2.対象経費の区分及び補助率について	今回の公募申請で導入を検討する設備の専用建屋として、工場の建設を検討しております。工場の建設に必要な土地購入は、申請対象外であることは承知しています。 申請書類の中で、導入場所等の説明が必要になっております。現時点で用地買収が完了していない場合は、用地買収予定地として、申請書類に記載することで承諾いただけるのでしょうか。	現時点で分かり得る範囲の情報をご記載いただくことで問題ございません。 なお、間接補助事業を通じて取得した財産等について、「取得財産等管理台帳」を備えて、財産処分制限の期間中は当該財産等を適切に管理することが求められます。
133	2.対象経費の区分及び補助率について	①建物に関する費用について 本補助金、特に【サブライチーン現代化投資支援】にて、建物及び建物に関する費用は補助対象になりますでしょうか。公募要領に記載の補助対象外経費等を確認するに、「建物を建設・改修」する費用に関しては言及がない為確認させてください。 ②（I）機械装置等費 土木・建築工事費について （I）機械装置等費 土木・建築工事費とは、具体的にどこまで認められますでしょうか。 機械の導入先である建物を建設するもしくは改修する費用もここに組み込まれるように読み取れ、確認させてください。	① 表2「対象経費の区分及び補助率」の「（I）機械装置等費」の「機械装置等製作・購入費」に記載のとおり、機械装置等設置に必要な土木工事及び工場等の建築工事並びにこれらに附帯する電気工事等を行うのに必要な経費は補助の対象となります。 ② ご記載のとおり、「機械の導入先である建物を建設するもしくは改修する費用」は補助の対象となります。 なお、間接補助事業を通じて取得した財産等について、「取得財産等管理台帳」を備えて、財産処分制限の期間中は当該財産等を適切に管理することが求められます。
134	7.応募申請書類の提出について	公募書類にて対象経費に計上した機械装置等につき、交付申請や間接補助実施期間中に、やむをえない事情により導入しないことがより望ましいと判断した場合、導入しないという選択肢を取ることはできるのでしょうか。	ご記載の選択肢を取ることは可能です。但しその場合、予め計画変更に係る承認を受ける必要があり、既に機械装置等に対する補助金が交付されている場合にはその全部または一部の返還を命ずることがあります。
135	7.応募申請書類の提出について	本補助金について、2 点ほどご質問させていただきます。 1.様式第 3 のP.4やP.19、P.21の右上に「※本ページは幹事会社のみ提出（共同申請として提案する場合のみ）」と記載がありますが、こちらは、単独申請の場合は不要という理解であっておりますでしょうか。P.19やP.21は中タイトルの位置づけに感じましたので、不要として良いか確信が持てていない状況です。 2.本補助金では間接補助事業という言葉が使用されていますが、“間接”とついているのはどのような理由でしょうか。	1 P4は単独申請の場合は提出不要です。P19、P21では「共同申請の場合に幹事会社が共同実施者分も取り纏めて一元的に提出すること」を示しております。そのため、単独申請においても続くP20、P22は提出が必要です。 2 補助金の交付の対象となる事務又は事業を行う者に国が直接補助するものを直接補助、他の者を経由して間接的に補助するものを間接補助といいます。本事業は後者にあたり、国が事務局を経由して交付対象となる事業者を補助することから、“間接”補助事業となります。
136	7.応募申請書類の提出について	提出書類について 様式第 2 添付書類 ①配置図・設計図については、いずれかで良いのか。どこまで詳細が必要か。配置については変更が可能か。 ②金額算定根拠資料(見積等)について、見積以外となると何が考えられるか。詳細を詰めるためには時間を要するため、どこまでの精度が要求されるか教えてください。	①添付書類は申請内容と工場配置や設計の整合性や合理性の審査をするにあたって必要なことから、いずれも当該審査に資する情報粒度で作成・提出いただく必要があります。配置についてはより能率的な補助目的達成に資する場合であれば変更可能です。 ②金額算定根拠資料について、見積以外には過去の調達事例に基づく自社での試算等が考えられます。
137	7.応募申請書類の提出について	支援事業の申請に必要な提出書類について教えてください。 ・法人税務申告書別表 1「申告書」の写しについてですが、電子申請の場合の税理士印付というのは税理士署名欄に記載があれば問題無いという認識でよろしいでしょうか。 ・また、別表1には税務署の受信日時と受付番号の印字がありますが、この場合でも税務署が受信したというメールの提出は必要となりますか。	・ご認識のとおりです。 ・電子申告の場合、受信通知（メール）が書面による申告時の税務署受領印に相当するため、提出が必要です。
138	7.応募申請書類の提出について jGrants	・gBizIDについて gBizIDプライムの取得が必要とのご案内がありました。申請に際してもプライムのIDでの申請が必須となりますでしょうか？ それとも、プライムアカウントにて発行されるメンバーのIDでも問題ありませんでしょうか？	法人（会社）として、補助金の申請いただく形になりますので、gBizIDプライムでIDの取得をお願いいたします。 なお、ご不明点がございましたら、お手数ですが、「GビズID ヘルプデスク」（下記URL）へのご照会をお願いいたします。 <ご照会先URL> https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html
139	8.採択の審査及び結果通知について	公募要領P15 ④民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業であることに関する審査 ア.に関して 質問： ・IRRの算出に関して、全社の収益計画での数値（キャッシュフロー）の算出で良いでしょうか。それとも投資事業（補助事業）という限定した収益計画の数値で算出するのでしょうか。 投資の目的は会社企業価値の最大化であるため、投資によって会社全体の姿がどうなるかを示すのであれば全社計画の数値で投資の判断をすべきと思います。 一方で、投資案件ごとの収益性の高さを検討することを主題とすれば今回の投資部分（補助事業）の範囲でのキャッシュフローを求める必要があると思います。 ・ウ.(ii)その他の投資判断が困難となる経済面および技術面以外のリスクが存在するかについて、解釈が難しいです。どのような場合を想定しているのでしょうか。そもそもリスクが存在していることを評価する（加点）という意味でしょうか。以上、2 点について回答のほどよろしくお願いいたします。	・IRRは本事業における投資部分を対象に算出してください。 ・様式第 3 P15をご参照ください。
140	10.事前着手の届出・受理の結果通知について	①金額算定根拠となる見積書と実態との差が発生した際の補助金について教えてください。（見積以上の費用が発生した。見積内容の一部が完了できなかった） ②事前着手とは実際に“発注・契約”を結んだ日を指すのでしょうか？ 1 1 / 1 以降から採択までに結ぶ契約等は認められないということでしょうか。 （事前着手届出を受理いただいたが契約は 1 1 / 1 以降から採択までになった場合） ③申請書類を外部委託する場合、その費用は“直接従事する者”と考えられるのでしょうか。	①補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。なお、見積内容の一部が完了できない見込である場合には、予め計画変更に係る承認を受ける必要があり、既に当該部分に対する補助金が交付されている場合にはその全部または一部の返還を命ずることがあります。 ②10/31までに事前着手届出を提出し、事務局が受理すれば、事前着手受理通知に記載の「事前着手開始日」として認める日（例として10/31）以降に発生（発注）した経費についても補助対象経費として認められる場合があります。 ③申請書類の作成等の間接業務に係る労務費及びそのために発生した経費は外部委託する場合にあっても補助対象外となります。
141	1.事業の目的・補助対象事業者について	次期単通路機とは具体的に何（どの機体）を指すのでしょうか？	「航空機産業戦略」第3章では「新型単通路機（2035 年頃 EIS を想定）」とされています。
142	1.事業の目的・補助対象事業者について	公募要領P2-3 『事業者の範囲』について。 ・GXリーグの参加は、申請までに申し込みを完了すればいいのでしょうか。	GXリーグは現在募集をしていません。そのため、現在参加していない場合は「事業者の範囲」1つ目の●に記載のうち、A及びBの取組を実施する必要があります（ただし、温暖化対策法における算定報告制度に基づく2022年度CO2排出量が20万t未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これらに替えることができます）。
143	1.事業の目的・補助対象事業者について	公募要領の「Ⅱ事業者の範囲」の記載内容について質問します。 ①「温暖化対策法における算定報告制度に基づく2022年度CO2排出量が20万t未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業についてはその他の温室効果ガスの排出削減のための取り組みの提出を持って、これに替えることができる。」と記載がありますが、温室効果ガスの排出削減のための取り組みの提出とは何でしょうか。 ② CO2排出実績は●●社が提供しているCO2算定ツールで算定したデータで問題はないでしょうか。また算定方法に決まりはありますか。 ③ CO2排出削減目標は何に沿って計画を作成するのでしょうか。	① 様式第 3 別添 3、3. に温室効果ガス排出削減のための具体的な取組の状況、及び計画を具体的に記載ください。 ② ●●社が提供しているCO2算定ツールで算定したデータで問題ございません。算定方法に特段の決まりはありません。 ③ Scope1（事業者自ら排出）、Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）の算定方法及び削減目標量に特段の決まりはありません。
144	1.事業の目的・補助対象事業者について	① 採択後の事業実施中に対象設備を変更・取りやめをする事は可能ですか。 ② 対象設備を 4 年後に購入する場合、見積価格が上がっている場合は価格の変更は可能ですか。 ③ 添付するお見積りの内容は、機械設備 1 式 XX万円の簡易的な内容で宜しいですか。	① ご記載の選択肢を取ることは可能です。但しその場合、予め計画変更に係る承認を受ける必要があり、既に機械装置等に対する補助金が交付されている場合にはその全部または一部の返還を命ずることがあります。 ② 公募申請時において、可能な限り相見積等の提出が望ましいですが、取得が困難な場合は、合理的な金額算出根拠を提出してください。設備の価格の変更については、交付決定額の範囲内において、流用等が可能な場合もあります。 ③ 見積の内容については、様式第 3 別添1-1の明細と品名や内容及び仕様等の平仄を合わせて、それぞれの機械装置等の見積が明確となるように具体的に記載してください。

No.	公募要領 Chapter	質問	回答
145	1.事業の目的・補助対象事業者について	「次期航空機開発等委支援事業」（サプライチェーン現代化投資支援）について、以下の企業は採択の対象となるかご回答ください。 ① 現在航空機産業に参入しておらず、参入を目指している。 ② 参入を目指して設備投資をするが、参入できるかは不透明。 また、上記企業が採択された場合、設備投資後、航空機産業に参入できなかった場合、補助を受けることはできなくなるのか。	① 表1「補助対象事業の要件」の実現可能性に記載のとおり、航空機部品製造参画に向けた具体的な計画が立案されている場合は採択の対象となります。 ② 表3「補助対象事業の要件の達成状況の報告事項」に記載のとおり、採択企業は要件の達成状況について報告を行う必要があり、目標未達の場合は経済産業省との協議の元で補助金の返還を求める可能性があります。
146	1.事業の目的・補助対象事業者について	①2025年度予算81億円とありましたが、令和7年10月31日締め切り回の予算は81億円という理解でよろしいですか。 ②類似テーマでの国の他補助金申請は可能でしょうか	①2025年度予算81億円には、10月31日締め切り回以外を含みます。 ②事務局として国の他の補助金申請をすること自体を止めることは致しませんが、原則として、本事業と「補助対象が重複する」国の他の補助事業との併用は出来ません。
147	1.事業の目的・補助対象事業者について	① ペナルティについて。投資計画は10年以上の行動計画・数値計画を記載しますが、例えば補助事業実施期間内（令和12年2月28日まで）とそれ以降の期間において、記載した内容が投資できなかった場合は補助金返還などのペナルティがあるのでしょうか。例えば令和15年に太陽光発電を実施すると記載したが、当該年度に未実施の場合など。 ② 公募要領P2に記載のⅡ事業者の範囲について 事業者AおよびBの取組を実施することが要件であるが、「中小企業に該当する場合は温室効果ガスの削減のための取組の提出をもって、これらに替えることができる」と記載があります。中小企業であり、削減の取組の提出を記載すれば、原則要件のAおよびBの両方が免除されるという解釈で良いか。それともどちらか一方だけ免除されるということでしょうか。 ③ 質問②に付随しますが、中小企業に該当する場合、温室効果ガス削減の取組を説明するにあたり、様式第3のP20を使って説明すると思いますが、中小企業における「削減のための取組」に関して、もう少し具体的な記載例を示してください。	① 補助金の支払いは原則として、事業終了後の精算払となりますが、見積内容の一部が完了できない見込である場合には、予め計画変更に係る承認を受ける必要があり、既に当該部分に対する補助金が交付されている場合にはその全部または一部の返還を命ずることがあります。また、事業終了後の翌年度以降2034年度まで毎年度補助対象事業の要件の達成状況について報告する必要があり、外的要因などの特段の理由がなく、目標未達の場合は、経済産業省との協議の下で補助金返還を求める可能性があります（公募要領9. 進捗確認等についてを参照）。 ② A及びBの要件が免除されます。但し、「その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出」がその条件となります。 ③ 「その他の温室効果ガスの排出削減のための取組」については、様式第3の別添3に、エネルギー効率の高い設備導入や工場における空調効率向上、廃熱再利用、物流の最適化、再生可能エネルギーの活用等についての取組を具体的に記載ください。なお、様式第3のP20においては、公募要領P15の③排出削減への貢献に関する審査をご参照いただき、記載をお願いします。
148	1.事業の目的・補助対象事業者について	CO2排出量ないしは排出原単位での削減取り組みは、会社全体ではなく、間接補助事業実施事業所でのよいのでしょうか。	こちらは事業者に対する補助要件となっていますので、会社全体での取り組みを記載ください。その内数として、間接補助事業実施事業所での取り組みを記載いただくことは問題ございません。
149	2.対象経費の区分及び補助率について	公募要領の2.対象経費に区分及び補助率について の表2の注記に、「補助対象外」経費の具体例として、「間接補助事業実施場所以外でも使用可能な設備・器具・備品類（据付け又は固定等して利用しないもの）」との記載がある。マシニングセンタとセットになっているメンテナンス用工具は持ち出しが可能なため補助対象外でしょうか。	マシニングセンタ等の設備とセットで購入するメンテナンス用治工具類につきましては、使用記録等を備え付け、他事業での使用が認められない場合に限り、補助対象と認めます。
150	4.事業実施期間について	設備投資のタイミングとして、令和12年2月28日までに、間接補助事業を終了するというのであれば、投資予定の設備を一度にまとめて発注するのではなく、例えば合計3台の設備投資であれば、3年間に分けて1年間に1台を発注するという計画でも問題ありませんでしょうか？	ご記載の計画でも問題ございません。
151	5.間接補助事業者の義務等	次期航空機開発支援補助金を受領できる時期は最長令和12年の結果報告を提出した後になるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、特に必要と認められる場合に限り、間接補助事業の遂行途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生や交付要件等を確認し、所定の手続きを経た上で、当該部分にかかる補助金が支払われる（概算払）ことがあります。（応募申請若しくは交付申請段階において、概算払を前提とした投資計画を立てることは認められません。また、間接補助事業終了後の確定検査により、概算払による支払額が過大となった場合、過大分については返還請求書に基づき、期日までの返還が求められます。）
152	6.その他	設備投資の全てが終わって間接補助事業を終了させないと、補助金は支払われませんか。 もしくは、設備1台の投資が終わったらその支払い毎に概算払いで支払われて、全ての設備投資が終わった後に最後に帳尻を合わせる調整をしていたのであれば、資金繰りとして楽なのですが、いかがでしょうか。	特に必要と認められる場合に限り、間接補助事業の遂行途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生や交付要件等を確認し、所定の手続きを経た上で、当該部分にかかる補助金が支払われる（概算払）ことがあります。ただし、応募申請若しくは交付申請段階において、概算払を前提とした投資計画を立てることは認められません。また、間接補助事業終了後の確定検査により、概算払による支払額が過大となった場合、過大分については返還請求書に基づき、期日までの返還が求められます。
153	6.その他	見積の取得ですが、10月31日までに見積を取得する必要がありますか。概算見積を1社だけでも取らないと補助対象になりませんか。もしくは、概算見積はあくまでも概算なので見積は不要でしょうか。	10月31日の応募締切の段階で、「概算見積を1社だけでも取らないと補助対象にならない」、といったことはありませんが、様式第3別添1の経費明細に記載された金額の算出根拠資料が必要であり、多くの場合においては、見積が当該資料に該当するものと考えます。
154	6.その他	見積書について 公募申請時点では1社からの見積書など合理的判定できるものだけでなく、交付申請時に相見積書や理由書の提出が必要、という認識で良いですか。	公募申請時及び交付申請時のどちらにおいても、可能な限り相見積や理由書の提出が望ましいですが、取得が困難な場合は、合理的な金額算出根拠を提出してください。
155	8.採択の審査及び結果通知について	公募要領【次期航空機開発等支援事業】_サ ^u プライチェーン現代化投資支援のP15、④イ(i)の【間接補助事業で用いられる技術や認証が、商用目的での使用が限定的であるか】という文章がありますが、この文章の意図するところが良く理解できません。もう少し、具体的にご説明頂けないでしょうか。	本事業で用いられる予定の技術（導入設備や認定）が、技術的レベル（TRL）が高く、まだ商用で一般的に使われていないもので、技術的な先進性を有することや、現状、商用目的で使われている技術ではないものの、今後その技術を用いて生産ができるようになる／生産効率を向上させることができるようになる等についてご記載をお願いします。
156	別紙 補助金ルールの基礎説明について	弊社は事前着手届出を検討しているのですが、その場合、見積依頼（及び見積書入手）は届出受理までに進めておいても宜しいでしょうか？	問題ございません。
157	提出書類等チェックリスト	① 間接補助事業の名称は、各々で決めるのではなく、「サプライチェーン現代化投資支援」で統一されているのでしょうか。（質問意図 様式第一 1. 間接補助事業の名称 に記載済だったため ② ①と関連しますが、様式第3_間接補助事業の実施計画.pptx にある提案事業名は「サプライチェーン現代化投資支援」と記載すべきでしょうか。それとも各々で決めた事業名を記載すべきでしょうか。	様式第1は統一名称のため、別の事業名称の入力は不要です。様式第3には提案される事業の内容を分かりやすく示す名称を付けていただき、記入ください。
158	提出書類等チェックリスト	次期航空機開発等支援事業の提出書類につきましてお伺いをしたいと思います。 ① 様式第3 別添5「1. ワーク・ライフ・バランス等の推進に向けた取り組み状況」の記入欄ですが、10行目のセルに書き切れない場合、文字を小さくする、行を広げる、セルを広げずに書ききれぬ文字数にするのいずれの方法で対処すべきでしょうか。 ② 上記の質問に関連し、別添内のどの資料も同じ対処方法でよろしいでしょうか。	① セルを広げずに書き切れる文字数で記載ください。 ② ご認識のとおりです。
159	提出書類等チェックリスト	様式第2の補足資料 法人税務申告書別表1【税務申告を税理士に委任している場合】について。 令和3年申告分から、申告書別表1の書式において「代表者」欄が「記名押印」から「記名」のみで押印不要、「税理士」欄についても「署名押印」から「署名」のみとなり押印不要となっています。従って、税務署が受信したというメールのハードコピーのみで税理士印は不要ではないのでしょうか。また、「別表1次策」の添付は必要でしょうか。 また、決算報告書において「販売費及び一般管理費」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」の添付は不要との認識で宜しかったでしょうか。	税理士印は不要（署名のみあれば可）で、税務署からの受信通知（メール）のハードコピーを提出いただければ問題ございません。また、「1次策」の添付、決算報告書への「販売費及び一般管理費」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」の添付は不要です。
160	提出書類等チェックリスト	様式第2の補足資料「履歴事項全部証明書」は有効期限何カ月でしょうか。提出は、原本でしょうか。コピー（PDF）でも可能でしょうか。	提出時から3か月以内に発行されており、申請時の代表者氏名があるものを提出ください。原本の提出は不要です。公募要領に記載の＜提出書類のとりまとめ方法＞に沿って各書類をご提出ください。
161	提出書類等チェックリスト	様式第2補足資料（金融機関の同意または内諾を示す資料）について質問です。 金融機関の同意または内諾を示す資料とは、本事業に伴う借入をする場合の融資証明書という理解でよろしいのでしょうか。	融資証明書をご提出いただくことで問題ございません。
162	提出書類等チェックリスト	様式第3 3.民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業への適格性(2)技術的水準の「商用目的での使用が限定的であることに対する追加の説明」を具体的に教えていただけますでしょうか。	本事業で用いられる予定の技術（導入設備や認定）が、技術的レベル（TRL）が高く、まだ商用で一般的に使われていないもので、技術的な先進性を有することや、現状、商用目的で使われている技術ではないものの、今後その技術を用いて生産ができるようになる／生産効率を向上させることができるようになる等についてご記載をお願いします。
163	提出書類等チェックリスト	①様式第3 PPTファイル P10「事業戦略・事業計画／（4）事業実施計画（投資計画・投資内訳）」について。 （質問内容） ①-1 自社事業全体の売上・利益・減価償却費でなく、補助事業に限った計画・内訳等を記載する必要がありますか。 ①-2「投資未回収額（g=前年度g+c-d-d'+e-f）」の項目は投資回収が進むにつれマイナス表示される認識で良いですか。 ② 様式第3 PPTファイル P11「事業戦略・事業計画／（5）毎年度の事業費・補助金交付希望額」について。 年度毎に希望する概算払金額を記載するのでしょうか。それとも全ての投資完了した事業年度の精算払希望額を記載するのでしょうか。	①-1 ご認識のとおりです。 ①-2 ご認識のとおりです。 ② 年度毎の希望額（P10の（d）にあたる額）を記載ください。
164	提出書類等チェックリスト	設備導入をリース契約する場合、リース会社には共同実施者（共同申請者）として多くの提出資料が求められますが、提出資料は弊社が提出する該当資料と同じ資料となった場合でも提出が必要ですか。	リース会社が共同実施者（共同申請者）の場合は様式第3の別添3～別添5のご提出は不要です。 別添3： G Xリーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組 別添4： 人材確保に向けた取組 別添5： ワーク・ライフ・バランス等の推進に向けた取組状況
165	1.事業の目的・補助対象事業者について	公募要領P2 Ⅱ 事業者の範囲について 『以下の A 及び B の温室効果ガス排出削減のための取組を実施すること。ただし、温暖化対策法における算定報告制度に基づく 2022 年度 CO2 排出量が 20 万 t 未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これらに替えることができる。』とありますが、『その他』とは何でしょうか。	エネルギー効率の高い設備導入や工場における空調効率向上、廃熱再利用、物流の最適化、再生可能エネルギーの活用等についての取組を具体的に記載ください。

No.	公募要領 Chapter	質問	回答
166	1.事業の目的・補助対象事業者について	①P1,表 1：補助対象事業要件の「特殊工程の国内生産能力増強に資する取り組み」として、それに必要な設備、工場のほか、人材育成に必要な教育費用も本事業の対象となるでしょうか？ ②本事業の対象経費、(Ⅱ)労務費、人件費として間接補助事業に直接従事する者の人件費がありますが、本事業で将来必要となる人件費を想定して申請できると考えてよいですか？また、その単価や期間はどうか考えればよいでしょうか。	①「人材育成に必要な“教育費用”」は一般的には補助対象外です。 例として、補助事業遂行上必要不可欠な資料購入費、認定取得費は補助の対象となります。 ②本事業で、将来必要となる人件費を想定して申請してください。単価につきましては、健保等級単価方式を採用される場合は、当該担当者の健保等級単価を用いてください。期間は当該担当者が必要となる期間としてください。事業全体での期間については、公募要領P8及び「4.事業実施期間について」に記載の通り、令和12年2月28日までの支払い完了を想定して記載ください（一部例外規程があります）。また、期間は当該担当者が必要となる期間としてください。
167	1.事業の目的・補助対象事業者について	①1企業が複数の申請をすることは可能でしょうか？他の補助金では複数申請は認められないのが一般的ですが、可能であるという噂を耳にしました。 ②金融機関の同意書は、協調融資を検討している場合、すべての金融機関からもらう必要があるでしょうか。それでも1つの金融機関だけでいいでしょうか。	①複数申請は、原則認められません。複数申請する予定の事業内容を、それぞれご教示ください。その上でご回答いたします。 ②すべての金融機関からの同意書を提出ください。
168	2.対象経費の区分及び補助率について	以下について、ご教示くださいますようお願い申し上げます。 ①中小企業で脱炭素への取組を計画しますが、本投資計画に記載する範囲は、全社の脱炭素の取組（車両をE Vへ更新する等）を記載してもよいのでしょうか。それとも補助事業にかかる部分のみを記載するのでしょうか。また、脱炭素の取組み期間は、何年間分を記載するのでしょうか。 ②投資計画のうち交付決定後の機械設備の変更を行う場合は認められるのでしょうか。機能は同じだが、メーカーや型式の変更などは変更届で認めらるのでしょうか。また応募申請から交付申請の際でも認められるのでしょうか。	①こちらは事業者に対する補助要件となっていますので、会社全体での取り組みを記載ください。その内数として、間接補助事業に係る取り組みを記載いただくことは問題ございません。期間については特段の定めはありません。 ②交付決定後、合理的な理由（当初想定していた機械設備よりも他メーカー・型式の方が安価、短納期 等）があれば変更は可能です（応募時と交付申請時の際でも同様です）。なお、ご記載のケースにおける変更の届出の要否は交付規程の記載に準じて判断することとなります。
169	2.対象経費の区分及び補助率について	複数年にわたる補助事業で、例えば1年目に工場建設、2年目に機械設備導入という風に年度に分けて補助金を請求できるのでしょうか。	特に必要と認められる場合に限り、間接補助事業の遂行途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生や交付要件等を確認し、所定の手続きを経た上で、当該部分にかかる補助金が支払われる（概算払）ことがあります。（応募申請若しくは交付申請段階において、概算払を前提とした投資計画を立てることは認められません。また、間接補助事業終了後の確定検査により、概算払による支払額が過大となった場合、過大分については返還請求書に基づき、期日までの返還が求められます。）
170	2.対象経費の区分及び補助率について	2.対象経費の区分及び補助率について (Ⅱ) 労務費について質問です 当社のような中小企業は、補助事業の対象業務と通常業務と兼務になる場合がほとんどだと思います。 ①その場合例えば半分程度の業務割合が予想される場合は50%分を申請すれば良いのでしょうか。 ②今回補助業務にあたり技術者の派遣を派遣会社に依頼する場合も補助の対象となるのでしょうか ③ ②の場合「費目」は外注費でよろしいでしょうか。また①のように別業務と兼務の場合は負担割合で申請することは可能なのでしょうか。	①：ご認識のとおりです。なお、実際の経理処理に当たっては、業務日誌等により当該事業に従事した時間分のみ計上いただくことになります。 ②：ご認識のとおりです。 ③：費目については、派遣の場合は、外注費ではなく労務費となります。 別業務と兼務の場合は、当該事業に従事した時間分が補助対象となります。
171	2.対象経費の区分及び補助率について	ご質問等：この度、工場増設及び加工設備の導入を検討しております。 見積書について質問させていただきます。申請段階において加工設備は相見積は取得可能ですが、工場増設については打合せ事項が多く複数社とのやりとりは不可能なため相見積の取得は非常に厳しい状況です。 工場増設については1社の見積で申請することは可能でしょうか。	申請段階において、可能な限り相見積や理由書の提出が望ましいですが、取得が困難な場合は、合理的な金額算出根拠を提出してください。
172	6.その他	補助金の入金予定日（採択、実施となった場合）に関し、念のため確認させて下さい。 例）2026年8月末に、補助対象事業の機械設備が導入設置、検収完了（間接補助事業の実施完了）した場合、その後段取り良く、「実績報告書」の提出を行い、何ら問題が無かった場合、少なくとも、2027年3月末までには、補助金支払を頂けるスケジュール感の認識で宜しいでしょうか。 また、早い場合は、いつ頃（実績報告から何カ月後程度）に補助金支払を頂けるのでしょうか。 （また念の為の確認ですが、公募要領26頁「本事業全体の流れ（概要）」において、間接補助事業実施（令和12年2月28日まで）との記載部分がありますが、これは、間接補助事業が長期に亘る場合の記載であり、令和12年まで一切補助金が支払われない、ということではないということでしょうか。）	概算払により支払われる場合は、概ねご記載いただいたタイムラインでの補助金支払を想定しておりますが、交付に際しての確定検査やその後の精算に要する時間にもよることから、現時点では明確な時期を回答しかねます。なお、概算払は、特に必要と認められる場合に限り、間接補助事業の遂行途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生や交付要件等を確認し、所定の手続きを経た上で、当該部分にかかる補助金が支払われるものです。（応募申請若しくは交付申請段階において、概算払を前提とした投資計画を立てることは認められません。また、間接補助事業終了後の確定検査により、概算払による支払額が過大となった場合、過大分については返還請求書に基づき、期日までの返還が求められます。） 概算払が認められない場合は、間接補助事業実施期間終了後の支払いとなります。
173	7.応募申請書類の提出について	①様式3の「1.事業戦略・事業計画／（3）事業実施計画（投資額の内訳）」の表について、「対象経費は公募要領表2に示す対象経費の区分に応じ」とありますが、表2の「費目」でしょうか「明細」でしょうか。例示されている項目はどちらにも該当するものがありません。 ②様式3の「1.事業戦略・事業計画／（5）毎年度の事業費・補助金交付希望額」では「年度ごとの補助金交付希望額」とありますが、これは年度ごとの投資金額を記載するのであって、補助金を複数年度に渡って受給できるという意味ではないということでしょうか。	①公募要領 表2の「明細」の粒度にて記載ください。 ②ご認識のとおりです。各年度の事業費（投資金額等）と、その内、補助が必要な金額を記載ください。
174	7.応募申請書類の提出について	様式3の「1.事業戦略・事業計画／（5）毎年度の事業費・補助金交付希望額」について、「交付希望額とその理由」とありますが、「理由」というのが漠然としていて何を記載すればいいのかわかりません。「補助金が良い理由」でしょうか。「設備を導入する理由」でしょうか。何か具体的な例示がいただけますでしょうか。	各年度の事業費とその内、補助が必要な金額を記載の上、当該金額の算定根拠の概要を「（4）事業実施計画（投資計画・投資内訳）」の間接補助事業期間中の事業スケジュール等も交えて記載ください（例：XX年度の製造開始に向けては、YY年度中に設備ZZの導入が必要のため）
175	7.応募申請書類の提出について	見積もりに関してご教示ください 10/30の締め切り提出する見積もりと、その後提出する見積もり（相見積もり含む）は内容が異なっても構いませんか。 例えば、今回の見積もり時点から先新機能を搭載したものがリリースされ、そちらの方が業務に都合がよく変更したくなった時など	公募要領P10に記載の通り、当初の見積もりからの変更は可能ですが、交付決定を受けた後で間接補助事業の経費の配分または内容を変更しようとする場合は、事前に承認を受ける必要がある場合があります。
176	7.応募申請書類の提出について	【公募要領 提出一覧表 様式第2の補足資料の件】 ①金融機関の同意または内諾を示す資料とは具体的にどんな資料でしょうか（当社は銀行のトレジャリーマネージメントサービスを利用して統括会社(親会社)、グループ会社による統括会社口座から、稼働日において日々資金の借入・預入を行いグループで資金の有効利用をしています、このようなケースでも当該銀行から何らかの内諾書頂く？のでしょうか ②起債、借入に関する資金計画について 当社の借入金金は、上記のような統括会社口座からの借入しか発生しませんが資金計画が必要でしょうか ③直近3年度分の決算報告書について 連結がある場合とは、当社に連結子会社がある場合、連結決算書も必要という意味ですか(当社の親会社の連結決算書も必要でしょうか)	①金融機関から申請する事業のために融資を予定している場合は、同意等を示す書類を提出してください。既にお持ちの与信枠の範囲の場合は、当該与信枠についての証憑等を提出してください。 ②不要です。 ③連結子会社がある場合、連結決算もご提出ください。（親会社の連結決算書は不要です。）
177	7.応募申請書類の提出について	様式第3_別添1・2_経費明細・収支計画_次期航空機開発_サプライチェーン現代化投資支援 別添2-1_収支計画について ①シート内に"間接補助事業開始"と入力されていますが、これは「設備等の発注時期」・「設備等の取得時期」のどちらの定義でしょうか。 ②上記回答が「設備等の発注時期」の場合で設備取得と経費支出が翌年度になる場合、間接補助事業開始年度の間接補助事業に要する経費(c)は0であり、8.間接補助事業におけるキャッシュフローが黒字の場合は、10.投資回収期間は「事業初年度から投資回収ができる計画となっています。ご確認ください」と自動表示されますが問題ないでしょうか。	①設備等の発注より前のタイミングを事業開始としてご記載ください。 ②別添2-1は投資回収の開始時期等のスケジュール（当初計画）を確認するために記入いただくものであり、投資回収期間が現実には即したものであるよう、（c）経費は発注した年度に支出したものと記載ください。なお、別添2-1_収支計画は、会社全体ではなく間接補助事業について記載いただくものであるため、設備取得前にキャッシュフローが黒字になることは想定しておりません。
178	7.応募申請書類の提出について	補助金事業を進めるに際して、設備の導入が2年以上も先になるので、資金に関して、自己資金で賄えるのか、金融機関から借入をするのか、現時点では未確定な状況です。 このような状況の中、提出書類一覧に記載されております、「金融機関の同意または内諾を示す資料」「起債又は借入に関する資金計画」の提出は必須となりますでしょうか。	応募時点で金融機関からの借入が確定していない場合、提出は不要です。

No.	公募要領 Chapter	質問	回答
179	7.応募申請書類の提出について	【様式第 2 1 (3) (イ) 添付書類】 ①「設備の仕様諸元および配置図」は、仕様書でよろしいでしょうか。どのような書類を指すのか、明確にご教示願えませんか。 ②設備の配置図と、工場等の配置図の違いは何ですか。 ③敷地内に棟が複数ある場合に、工場等の配置図にて全ての棟を明記するということでしょうか。設備の配置図は、工場内にどのような機械設備があるかを明記するということでしょうか。	①フォーマットの指定はございませんが、メーカー等が発行する仕様書（型式、処理能力、外形寸法、付帯装置などを明示した資料）と、その設備を工場内のどこに据え付けるかを示したレイアウト図をご用意ください。公募要領P22も合わせてご参照ください。 ②設備の配置図は、工場内などで、機械や製造設備がどの場所に設置されているかを示すレイアウト図面で、工場等の配置図は敷地内における工場や関連施設など建屋や道路・駐車場などの敷地全体の位置関係を示す図面です。 ③ご認識の通りです。工場敷地内に複数棟がある場合は、「工場等の配置図」で当該間接補助事業に関係する全棟を、「設備の配置図」は、実際に導入・改造する設備が設置される建屋内レイアウトを具体的に明記してください。
180	7.応募申請書類の提出について	公募要領に記載の「金融機関の同意または内諾を示す資料」について確認させていただきます。 当該資料については、フォーマットは任意と承知しておりますが、必要とされる内容の水準についてご教示いただけますでしょうか。 具体的には、以下のいずれを想定されているのでしょうか。 ①金融機関が事業計画を確認し、支援の可能性ある旨を記載した文書（融資確約を前提としないもの） ②あるいは、融資内諾書等のように具体的な融資決定を伴う文書 上記のうち、どの程度の内容を求められているのでしょうか。	①②どちらでも構いません。フォーマットの指定はございませんが、融資先企業名、実行日、融資限度額、資金使途、融資条件が分かる融資（見込）証明書等のご提出をお願いいたします。
181	7.応募申請書類の提出について	別添 1 の経費明細表の補助対象経費と見積の添付が合致するようなイメージですが、労務費や金額の少ないその他経費（消耗品等）に関してすべて見積を添付する必要がありますでしょうか。労務費の場合の見積に相当する書類をどのようにすれば良いでしょうか。	原則、消耗品費等も相見積の取得が必要ですが、公募要領P11⑤に記載の通り、契約（発注）先 1 者あたりの見積額の合計が 5 0 万円（税抜き）未満になる場合は、相見積の取得を省略できます。労務費の見積り（算出）に当たっては、実績単価または健康保険等級単価を用いて、各年度における想定単価をベースに算出ください。期間については公募要領P8 及び「4.事業実施期間について」に記載の通り、令和12年2月28日までの支払い完了を想定して記載ください（一部例外規程があります）。
182	8 .採択の審査及び結果通知について	リース会社との共同申請の場合、リース会社の代表者も面談がありますか。	リース会社との共同申請の場合、リース会社の代表者の面接審査への出席は不要です。
183	10.事前着手の届出・受理の結果通知について	・「事前着手開始日として認める日」は「事前着手届出受理」後である必要があるでしょうか？ 例えば①届出提出時すでに発注している、②届出提出～受理されるまでに発注予定などは認められないのでしょうか？ ・締切が応募申請書と同じ10/31ですが、提出時期は合わせなくてもよいでしょうか。	・「事前着手の開始日として認める日」は、公募開始日以降の日付となり、事前着手の届出よりも前の日として届出ることが可能です。なお、事前着手日より前に実施した発注（発注先への内示も発注行為とみなす）、購入、契約等に係る経費は補助対象外となりますのでご注意ください。 ・事前着手届出の提出時期は応募書類の提出と揃える必要はありません。10/31までの間に事前着手の必要性が生じた段階で提出ください。
184	提出書類等チェックリスト	様式第2補足資料（出資者及び役員の一覧が記載されている書類）から質問です。 下記の書類が該当するかと思いますが、提出資料として合ってますでしょうか。 ・出資者：決算書 別表二 （株主等に関する明細が記載されている為。） ・役員一覧：履歴事項全部証明書 以上、ご回答宜しくお願い致します。	ご記載いただいた資料にて問題ございません。
185	提出書類等チェックリスト	様式第4の役員等一覧の住所欄に関してですが住所は会社（本社）の住所でしょうか？それとも住まいの住所となりますか。 住まいの場合、番地までの記載は必要ですか。	原則として「自宅の住所」を記入ください。但し、困難な場合は「会社（勤務先）の住所」でも構いません。「自宅の住所」の場合、番地まで記載ください。記載内容について、様式第 2 の補足資料として提出する「出資者及び役員の一覧が記載されている書類」と内容が一致するかご確認ください。
186	提出書類等チェックリスト	①設備購入時、相見積書は何社分を取得する必要がありますか。（最低 1 社でしょうか） ②リース料計算書は、リース会社の押印は必要でしょうか。 また、リース料計算書の記載必須項目を具体的に教示願えませんか。さらに、同設備を 2 台導入する場合（納品時期、納品場所同じ）、リース料計算書は 2 台分をまとめて作成しても差し支えありませんでしょうか。その場合、リース契約は 1 契約で締結しても問題ありませんでしょうか。	①2社以上から見積を取得ください。公募要領P11⑤に記載のある通り、相見積（2社以上からの見積）を取得していない場合は、選定理由書を提出ください。なお、1 社あたりの見積額が税抜 50 万円未満の契約は相見積を省略できます。 ②押印は必須ではありません。リース会社が確認した旨が分かる書類をご提出ください。 リース料計算書には公募要領P6に記載の通り、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示の上ご記載をお願いいたします。 2台分をまとめて作成しても差し支えありませんが、2台分の計算書であることが分かるよう記載をお願いいたします。 契約期間が「導入設備の減価償却期間以上」である限り、リース契約は2台まとめて1契約として締結しても問題ありません。
187	交付申請（公募要領外）	① 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（次期航空機開発等支援事業）の交付申請において、申請時点の見積書はどの程度の精度が求められるのでしょうか。新工場建設や機械設備導入といった大規模投資の場合、申請時には「参考見積」や「概算見積」を添付する形で認められるのでしょうか。建設費についてはm²単価ベースの概算、機械設備についてはメーカーの参考見積といった水準で十分でしょうか。それとも相見積のような複数社比較が必要でしょうか。 ② 採択後から交付決定までの間に、詳細見積や契約条件を整えるプロセスで調整していくことは可能でしょうか。	① 申請時点での見積書は参考見積や概算見積を添付する形で構いませんが、希望額の妥当性等を審査するにあたっての「金額算出根拠資料」として必要なことから、当該審査に資する情報粒度で作成・提出いただく必要があります。そのため、建設費についてはm2単価ベースの概算、機械設備についてはメーカーの参考見積が上記に合致していればよく、また相見積のような複数社比較は申請時点では必須ではありません（採択後の売買、請負その他契約時には必要です）。 ② 可能です。
188	1.1.事業の目的・補助対象事業者について 2.対象経費の区分及び補助率について	①温室効果ガス排出削減のための取組において、これから実施する予定の「STB認証の取得」「CO2排出量算定ツールの導入」「従業員への脱炭素に関する教育」に係る費用は補助対象経費に含めることは可能でしょうか。また可能な場合、費目と明細はどこに該当しますでしょうか。（委託・外注費に該当でしょうか） ②「生産時間15%以上の削減」について、検証方法などどのようなものを想定されていますでしょうか。監査の方は、設備導入前の生産時間は把握することはできず、おそらく導入後のみ確認可能であるため、15%以上の削減の検証が不可能と思料します。したがって、応募申請の段階で弊社側でのみ測定し、報告の際も弊社側で測定、書面にて報告という認識でよいでしょうか。	①温室効果ガス排出削減のための取組は、補助対象外です。 ②生産時間削減については、タクトタイム・サイクルタイム・リードタイムのいずれかの削減について、様式第 3 の 1. 事業戦略・事業計画／（2）事業の詳細において、具体的な内容を記載してください。また、実際の削減時間については、間接補助事業の終了した日の属する間接補助事業者の会計年度の終了後 5 年間に事業継続状況等を報告いただく際に、書面にて報告いただくことを想定しています。なお、外的要因などの特段の理由がなく、目標未達の場合は、経済産業省との協議の下で補助金返還を求める可能性があります。
189	1.事業の目的・補助対象事業者について 2.対象経費の区分及び補助率について 6.その他 7.応募申請書類の提出について	①：すでに根抵当権が設定されている工場内の設備投資は問題ないでしょうか。 ②：「間接補助事業者」は「今回申請する事業者」という認識でよろしいでしょうか。 ③：公募要領P3「第三者検証」とはどういった機関でしょうか？もし事業者で確保できない場合、ご紹介いただけるのでしょうか。 ④：公募要領P7「保守」とは何年分の保守が認められるのでしょうか。 ⑤：採択になっても補助金額が減額（補助率が下がる）された場合、事業は必ず遂行しなければならないでしょうか。（辞退することも可能でしょうか）	①補助金の対象が設備のみであり、工場は対象外であれば問題ございません。なお、公募要領P11に記載の通り、抵当権設定ができるのは、今回の間接補助事業を実施するために必要な融資のための抵当権に限定され、普通抵当権のみに限ります（根抵当権は不可）。また、間接補助事業で取得する建物・設備に、既存の抵当権を波及させることはできません。 ②ご認識の通りです。 ③GXリーグホームページに掲載がございます。事務局からの紹介はいたしかねます。 ④期間の上限は、間接補助事業終了（令和12年2月28日）までとなります。 なお、公募要領P10④⑤に記載の通り、間接補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、間接補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならず、原則として当該取得財産等については、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定める期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること）はできません。 ⑤辞退（中止）は可能です。公募要領P10①に記載の通り、交付決定を受けた後、間接補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得る必要があります。
190	1.事業目的・補助対象事業者について 7.応募申請書類の提出について	①公募要領P6 ・リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示すること。 この場合、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類とは、補助金申請時に必要でしょうか。 ②申請書 2 別添 2-1「収支計画」における減価償却費についてですが、設備をリースにより調達する場合、リース料から諸手数料や保険料等を控除した数値にて代替する、という認識でよろしいでしょうか？弊社の場合、リース料金全額を減価償却費へ計上しておりますが、リース料全額を減価償却費として試算するという理解でよろしいでしょうか。	①「リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類」については、リース会社を利用する場合、設置事業者とリース会社との共同申請が必要となり、申請時に提示することが求められています。公募要領P13・P23にも「リース契約書（案）、リース料金計算書（案）」の提出が「該当する場合は必須」と明記しています。 ②公募要領P6では「リースの場合の補助対象は、リース会社が購入した設備機械装置とし、リース料を構成する手数料、保険料等の経費は対象とはならない」と明記されています。つまり、補助対象となるのはリース会社が購入した設備機械装置の費用であり、リース料のうち手数料、保険料等は補助対象外です。したがって、収支計画上の減価償却費の計上については、リース料全額ではなく、補助対象となる部分（設備機械装置の費用部分）のみを計上する必要があります。リース料全額を減価償却費として試算することは認められません。

No.	公募要領 Chapter	質問	回答
191	1.事業の目的・補助対象事業者について 7.応募申請書類の提出について	①相見積書について ・相見積書の取得は、リース会社利用の場合でも、設備に対する相見積書を取得するという理解でよろしいでしょうか。 （複数のリース会社の見積書を取得するのではなく、設備に対する見積書が複数必要ということでしょうか） ②様式第2の補足資料について ・「金融機関の同意または内諾を示す資料」及び「起債又は借人に関する資金計画」はリースの場合は不要という理解でよろしいか。 ・「履歴事項全部証明書」については、発行から3ヶ月以内や1ヶ月以内等の指定はありますか。 ・「出資者及び役員の一覧が記載されている書類」の様式はありますか。 ・「応募者の概要が分かるもの」について、グループ会社全体でのパンフレット及びHPでも対応可能でしょうか。また、パンフレットに、出資者、役員の一覧の記載がない場合は、別紙等でフォーマットを作成することは必要でしょうか。 ③様式第3について ・「間接補助事業の実施計画」はパワーポイントのみでの作成でしょうか。また、ページ数等、全体のボリューム感についておおよその指定や目安等はありませんか。 ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る取り組みについて、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」及び「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」を作成の上実行しておりますが、加点の対象となりますか。	①設備取得においてリース会社を利用する場合は、設置事業者とリース会社で間接補助事業を共同実施することとなり、リース会社は共同申請者となります。 補助対象はリース会社が購入した設備機械装置となりますが、事業者が取得する設備等と同様に相見積が必要となります。なお、リース会社を利用される場合は、リース会社の選定理由書は不要です。 ② ・リースの場合か否かに関わらず、間接補助事業で取得する建物・設備に抵当権を設定する場合、及び起債又は借入がある場合には提出が必要となります。 ・提出時から3か月以内に発行されたものを提出ください。 ・「出資者及び役員の一覧が記載されている書類」の様式の指定はございませんが、出資者に関しては法人製申告書の別表二、役員一覧に関しては履歴事項全部証明書等が当該書類にあたるものとして考えられます。 ・個社でのパンフレット及びHPが存在しない場合、グループ会社全体のものでも問題ございません。 ③ ・公募要領P21に記載の通り、事務局ウェブサイトからダウンロードしたフォーマット（パワーポイント）を基に作成ください。但し当該フォーマットはあくまで例示であるため、資料体裁の変更は自由で、フォーマットを参考に必要な分量で計画を説明ください。但し、フォーマット各ページの記載ガイドについて十分な言及がない場合は、審査において十分に評価されない可能性がありますのでご注意ください。 ・様式第3別添5に【加点対象認定】の一覧を記載しておりますのでご確認ください。
192	2.対象経費の区分及び補助率について 7.応募申請書類の提出について	質問① 様式第3「1. 事業戦略・事業計画／（1）事業の目的及び内容」に記載するスケジュールと、「1. 事業戦略・事業計画／（11）市場獲得に向けた生産基盤の強化」に記載する計画は、記載内容が重複するように思うのですが、（1）事業の目的及び内容では大まかなスケジュールを記載し、（11）市場獲得に向けた生産基盤の強化では、詳細な計画・スケジュールを記載する、という理解で合っていますでしょうか。 質問② 設備導入に際して、申請後に導入予定であった設備の導入を取りやめ、交付申請をする補助対象経費を減額することは可能でしょうか。 また可能な場合には、導入設備が変化した場合に、申請した投資計画にも変化があらうかと思いますが、どのような対応が必要でしょうか。再度の申請が必要など手続きがあればご教授ください。 質問③ 公募要領内で、中小企業の補助率が1/2以内と記載されていますが、どのような条件下で補助率は変化するのでしょうか。	質問① ご認識の通り、「（1）事業の目的及び内容」では事業全体の大まかなスケジュールを記載し、「（11）市場獲得に向けた生産基盤の強化」では、事業終了後の設備稼働計画や高レート生産に対応できる生産基盤の構築等、より詳細かつ中長期的な計画・スケジュールを記載いただく想定です。 質問② 設備導入予定の設備を申請後に取りやめ、補助対象経費を減額することは可能です。その場合、予め計画変更に係る承認を受ける必要があります。既に当該設備に対する補助金が交付されている場合には、その全部または一部を返還いただくことがあります。導入設備が変化した場合、計画変更の承認申請が必要となる場合があります。再度の申請手続き等、詳細は採択後にご案内いたします。（公募要領P10、5.間接補助事業者の義務①、公募に関するQ&A集No47をご参照ください） 質問③ 中小企業の補助率は、申請者の企業規模や共同申請の組み合わせによって変化します。具体的には、中小企業等単独または中小企業等同士の共同申請の場合は1/2以内、大企業が含まれる場合は1/3以内となります。また、みなし大企業に該当する中小企業者は大企業扱いとなります。補助率1/2で算出した補助金に端数が生じた場合は切捨てさせていただきますので、1/2以内と記載しています。審査の結果、希望する補助率を下回る場合もありますのでご注意ください。詳細は公募要領P7記載の「2.対象経費の区分及び補助率について」をご参照ください。
193	提出書類等チェックリスト 2.対象経費の区分及び補助率について	①工場の設計図：様式第2 1（3）（イ）添付書類 工場等の設計図の添付が必要ありますが、こちらは平面図でよろしいでしょうか。 ②補助金にて建設した建屋に設置する太陽光パネルは補助対象経費でしょうか。 ③補助金にて建設した建屋に設置する空調（エアコン）自体は補助対象経費でしょうか？	① 平面図に加え断面図の添付をお願いします。 ②・③補助金にて建設した建屋に設置する太陽光パネルや空調は補助対象外です。
194	7.応募申請書類の提出について 8.採択の審査及び結果通知について	①EBITADの算出方法として、営業利益を起点に算出する方法と、当期利益を起点に算出する方法が有ると認識していますが、当社では前者を採用しています。本申請における同値算出に問題無いでしょうか？ ②Q&ANo.70には、「本暦年/本事業年度を対象とした員上げを実施の場合は従業員の員上げ引上げ計画の表明があったものとして取り扱いいたします。」旨の記載がありますが、その場合、何らかのエビデンスの添付が必要になりますか？ ③員上げは、本暦年/本事業年度のみだけが対象でしょうか。（3～5年間など、長期にわたって員上げすることは必須ではないでしょうか。）	①問題ございません。 ②別添4と併せ、根拠となる資料（社内通知文書等）を提出ください。 ③ご認識の通りです。

※No.165以降が第3版の追補

※第2版のNo.134及びNo.166は重複のため第3版では削除しています。